

春日部市印鑑条例の一部を改正する条例

春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p><b>2 前項</b>の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第5条第2項の規定により必要な情報が記録された住民基本台帳カード</u>又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p><b>2 前項</b>の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（本市の電子計算機と通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、印鑑登録証又は春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第5条第2項の規定により必要な情報が記録された住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p><b>3 第1項</b>の規定にかかわらず、登録者は、民間端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、<u>住民基本台帳カード</u>又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

<p><b>3</b> 市長は、<b>前2項</b>の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認のうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(代理人)</p> <p>第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項<b>並びに</b>第11条<b>第1項及び第2項</b>に規定する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2</p>	<p><b>4</b> 市長は、<b>前3項</b>の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認のうえ、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(代理人)</p> <p>第18条 この条例に規定する申請又は届出を代理人により行う場合には、当該代理人が登録申請者又は登録者から委任されている旨を証する書面を添えて行わなければならない。ただし、第8条第1項<b>及び</b>第11条<b>第1項から第3項まで</b>に規定する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>附 則 (経過措置)</p> <p>2</p> <p><b>3</b> 旧市条例の規定に基づき交付された印鑑登録証は、第11条第2項に規定する自動交付機による申請に使用することはできない。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。